

# 鳥取県立日野高等学校同窓会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は日野高等学校同窓会と称し、事務局を鳥取県立日野高等学校内に置く。
- 第2条 本会は卒業生との連絡を緊密にし、会員相互の親睦をはかり、会員及び母校の発展を期することを目的とする。

## 第2章 会員

- 第3条 本会の会員は次の通りとする。

### 1 通常会員

本会は鳥取県立日野高等学校およびその前身校の卒業生（鏡陵同窓会・双葉同窓会）をもって組織する。（但し途中で転退学した者も会員の推薦があるときは、会長は審議して会員とすることができる。）

### 2 特別会員

本校職員および旧職員

## 第3章 役員

- 第4条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名（現校長含む）
顧問	若干名
幹事	2名
幹事	若干名
支部長	各支部1名

- 第5条 会長、副会長、監事は通常会員中より総会において選出する。顧問は総会において推挙する。

- 第6条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 第7条 本会役員任期は次の通りとする。

会長	本会を代表し一切の皆無を統括する
副会長	会長を補佐し会長に事故あるときは職務を代行する。
顧問	本会の運営につき会長の相談に応える。
監事	本会の会計を監査する。
幹事	本会の庶務・会計を担当する。
支部長	支部を代表し皆無に参画する。

## 第4章 機関

第8条 本会に下記の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会

第9条 本会は毎年1回定期総会を開催する。

但し会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

第10条 総会は、会務の報告、予算および決算の承認・役員選挙、会則の改正、その他重要事項の決議を行なう。

第11条 総会の議決は出席会員の過半数とする。可否同数の場合は議長がこれを決定する。

1. 会長 本会を代表し一切の会務を統括する。
2. 副会長 会長を補佐し会長に事故のある時は職務を代行する。
3. 顧問 本会の運営につき会長の相談に応える。
4. 監事 本会の会計を監査する。
5. 幹事 本会の庶務・会計を担当する。
6. 支部長 支部長は支部を代表し会務に参画する。

第12条 本会は地域の状況に応じて支部を置き、本部との連絡を密にし、本会の発展に資する。

第13条 役員会は会長が必要と認めた場合に招集する。

## 第5章 会計

第14条 会計年度は4月1日より翌年3月末日までとする。

第15条 会の会計は卒業生の入会金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。但し入会金は4,000円とする。

第16条 本会に次の帳簿を設ける。

1. 会員名簿
2. 役員名簿
3. 会計簿
4. 記録簿

### 付 則

本会則は平成25年8月24日より施行する。(本会設立)

## 慶弔規定

本会の慶弔基準を下記の通り定める。

1. 役員等が死亡したときは弔電の外、下記の香典を贈る。

(1) 会長 10,000 円

(2) 副会長 幹事 5,000 円

(3) その他の役員 5,000 円

(4) 特に功労のあった会員については別途執行部に於いて協議する。

2. 校内役員の転任・退職のときは下記の選別を贈る。

(1) 転任 校長 5,000 円

幹事 3,000 円

(2) 退職 校長 10,000 円

幹事 5,000 円

2. 校内役員の転・退職のときには下記の餞別を贈る。

3. その他の事項並びに慶事等については執行部に於いて別途協議の上、善処するものとする。

本規定は平成 25 年 8 月 24 日より改正施行する。